資格取得のご案内

「下記の通り、特別教育の講習をご案内申し上げます。」

1．フルハーネス型墜落制止用器具

労働安全衛生法第 59 条・安衛則第 36 条 41 による、「高さが 2m 以上の箇所であって、作業床を設けることが困難な所において、墜落制止用器具のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業に特別教育が必要です。高さが 6.75m 以上であれば、フルハーネス型の使用義務が発生します。そのため、高所作業車においてはフルハーネスの装着義務があります。

開催日	令和８年　９月５日（土）
講習時間	第１日目学科　開始９：００～終了１６：２０（学科・実技）
講習料金	１４，０００円（テキスト代を含む）　（６時間）
講習場所	山口統括本部　２階第３会議室及び敷地内
申込期限	令和８年８月２８日（金）
参加定員	※５人以下の場合は中止となります

2．墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（**高さが6.75m以下**）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。

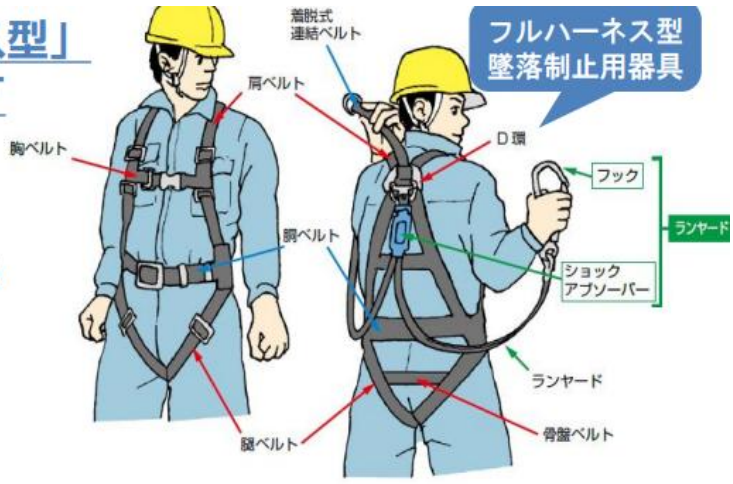

3．「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注4)の改正）

申込方法

受講を希望される方は、山口統括本部組合員課まで事前にお尋ね下さい。受講申込みはＪＡ山口県ＨＰ内に備え付けてあります。本人を確認できる公的書類(運転免許証裏表等)コピー添付頂き、原本に写真を貼り付けてください※写真は、修了証作成に使用します。申込書は本人確認書類添付の上、講習日２週間前迄に山口統括本部組合員課まで提出してください。

・受講料金のお支払い振込先

銀行名　：もみじ銀行　瀬野川支店

口座番号：普通　NO. １４１６５７３

口座名　：キャタピラー教習所株式会社

・受講料については、開催日１週間前までにお振込ください。振込手数料は受講者にてご負担願います

・受講料が未納の場合受講できません。

主催:JA山口県山口青壮年部

JA山口県

〒753-8537 山口市維新公園3丁目11番1号

山口県農業協同組合　山口統括本部総務管理部　組合員課

TEL　083-922-5647　FAX　083-923-6611